

可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定支援業務

公募型プロポーザル募集要領

平成 29 年 11 月

枚方京田辺環境施設組合

可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定支援業務 公募型プロポーザル募集要領

1. 業務の目的

枚方市では、平成20年12月稼働の東部清掃工場と昭和63年3月稼働の穂谷川清掃工場第3プラントの2所体制でごみ処理を行ってきた。その内、穂谷川清掃工場第3プラントの各設備が老朽化し、運転停止などにおよぶ故障も発生するなど、ごみ処理に支障が出始めてきていることから、将来のごみ処理体制を見通しながら新たなごみ処理施設の整備が喫緊の課題であった。

また、京田辺市でも、昭和61年12月稼働の環境衛生センター甘南備園（以下「甘南備園」という。）焼却施設の経年的な老朽化が進行し、現在の施設に代わる後継施設の計画が必要となっていた。

このような状況のもと、両市ともに将来のごみ処理施設の在り方について検討を進める中、両市間では、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を行うために「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」を平成21年10月7日に締結し、ごみ処理に関して連携を図ってきた経緯もあり、平成26年1月に京田辺市から枚方市へ可燃ごみの広域処理の可能性についての協議の申入れが行われ、両市において協議を進めることとなった。

その結果、それぞれの市において平成26年12月に可燃ごみの広域処理を視野に入れた「ごみ処理施設整備基本構想」を策定するとともに、枚方市長及び京田辺市長の間で「可燃ごみの広域処理に関する基本合意書」が締結され、新たなごみ処理施設として「可燃ごみ広域処理施設」を共同で建設し、ごみ処理を行うこととなり、平成28年3月に両市で「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」が策定された。

その後、可燃ごみ広域処理施設の整備は、一部事務組合方式で進めることとし、平成28年5月31日付けで総務大臣から許可を受け、「枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）」が設立された。

以上の経緯を踏まえ、組合において、枚方市と京田辺市との可燃ごみ広域処理施設の平成35年度稼働を目指し、整備を行うものである。

本業務は、可燃ごみ広域処理施設整備及び運営事業において、DBO（公設民営）方式を用いて実施するに際し、廃棄物処理施設整備に係る専門的な知見に基づく基本設計等の作成や契約手続きを行う必要があることから、これらの事業実施において求められる幅広い専門知識と経験を有し、課題分析及び解決を的確に行うことができる能力を有する者の総合的支援を受け、事業者選定や契約手続き等を円滑に行うとともに、DBO事業のメリットを最大限享受することを目的に実施するものである。

このことから、受注者の選定にあたっては、価格面の他、事業者の体制や従事予定者の業務実績、事業の実施にあたっての課題等に対する理解の程度や、解決能力等について総合的に評価するプロポーザル方式を採用するものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定支援業務

(2) 業務の内容

別添「可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定支援業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

なお、仕様書は、組合が設定する最低限度の内容を示すものであり、参加者の提案内容を制限するものではない。

(3) 業務の期間

契約締結の日から平成32年3月20日

(4) 見積限度額

42,895千円（消費税を含む。）

(5) 業務を担当する所管

枚方京田辺環境施設組合

郵便番号：573-0112

住所：大阪府枚方市大字尊延寺2949番地（枚方市東部清掃工場内）

電話：072-896-1570

3 参加資格要件

応募者は、本業務を行う能力を有する単独企業とし、次の(1)及び(2)のいずれの条件も満たす者としめます。

(1) 次の①から⑤のすべてを満たす者であること

① 枚方市建設コンサルタント等入札参加資格者名簿又は京田辺市測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登録されていること。

なお、枚方市及び京田辺市双方の当該入札参加資格者名簿に登録されている者である場合において、異なる受任先（支店、支社、営業所等）を設けて登録されている場合であっても、本プロポーザルに参加できるのは、いずれか一方の受任先（受任者）とする。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

③ 枚方京田辺環境施設組合契約規則（平成28年枚方京田辺環境施設組合規則第13号）第5条の規定に該当しないこと。

④ 公募型プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）提出期間の最終日から優秀提案者の選定の日までの期間において、「枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱（平成25年枚方市要綱第40号）」又は「京田辺市競争入札に係る参加資格の停止等に関する措置要領（平成17年京田辺市告示第46号）」による競争入札参加資格の停止の措置を受けていないこと。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当しないこと。
- (2) 次の①から④のすべてを満たす者であること
- ① 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録（「廃棄物部門」）を受けていること。
- ② 上記(2)①の登録部門における直前1年間の業務実績高が1億円以上である者。
- ③ 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）発注のごみ処理施設（余熱利用による発電設備を備えた処理量100t/日以上的一般廃棄物のごみ焼却施設に限る。以下同じ。）に係るDBO事業による施設整備及び運営事業者の選定支援業務を元請として実施方針の作成から民間事業者との契約までの業務を受注し、平成19年度から平成28年度末までに完了した業務の実績を有すること。
- ④ 本業務全般について技術的な管理及び指導を行う主任技術者並びに本業務に関する成果物について技術上の照査を行う者（以下「照査技術者」という。）として、次のいずれにも該当する者を配置できること。なお、照査技術者は、主任技術者を兼ねることはできない。
- ア 地方公共団体発注のごみ処理施設に係る事業者選定支援業務を担当した実績を有する者。
- なお、業務実績の取扱いについては、上記(2)③と同様とする。
- イ 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士で、以下のいずれかにより技術士登録を受けている者。
- (ア) 技術部門を「衛生工学部門」とし、選択科目が「廃棄物管理」
- (イ) 技術部門を「総合技術監理部門」とし、選択科目が「衛生工学－廃棄物管理」

4 選定スケジュール等

(1) 日程

①公告	平成29年11月2日（木）
②募集要領配布	平成29年11月2日（木）から11月22日（水）まで
③募集要領に関する質問受付	平成29年11月2日（木）から11月9日（木）午後5時まで
④質問回答	平成29年11月20日（月）午後1時以降
⑤参加表明書受付期間	平成29年11月2日（木）から11月22日（水）午後5時まで
⑥参加資格確認結果及び提案書提出要請書の送付	平成29年12月6日（水）
⑦提案書の提出期限	平成29年12月15日（金）午後5時まで

⑧プレゼンテーション及びヒアリング	平成30年1月10日(水)
⑨選定結果の通知	平成30年1月17日(水)

※日程は変更することがある。

(2) 募集要領の配布

募集要領については、組合ホームページで公開するので原則、以下に示す期間にダウンロードすること。

① 配布期間

平成29年11月2日(木)から11月22日(水)まで

(3) 募集要領に関する質問受付及び回答

① 質問の方法

質問は様式第1号を使用し、送付件名を「可燃ごみ広域処理施設に係る事業者選定支援業務に係る質問」とし、下記連絡先まで電子メール又はファクシミリにより送付すること。電話による質問は認めない。

また送信後は、必ず電話により着信確認を行うこと。

② 連絡先

質問受付電子メール：jimukyoku@hirakata-kyotanabe.jp

質問受付FAX番号：072-896-1571

③ 質問受付期間

平成29年11月2日(木)から11月9日(木)午後5時まで(必着)

④ 質問への回答

回答は平成29年11月20日(月)午後1時以降に組合ホームページに掲載する。

当該回答は、本募集要領と一体のものとして取り扱う。ただし、公表することが適切でないと判断される質問等については、回答しない場合がある。

(4) 参加表明書の提出

① 提出書類及び部数

正本として次表の書類ごとにインデックスを付け、フラットファイル等に綴じたもの及び副本として次表1～4の書類を1セットとし、左肩をクリップ止めしたものの1部を提出すること。

	書類	様式	備考
1	参加表明書	様式第3号	-
2	会社概要書	様式第4号	-
3	業務実績調書	様式第5号	証明書類を添付してください。

4	業務従事予定者に関する調書	様式第6号の1及び2	証明書類を添付してください。
---	---------------	------------	----------------

② 提出方法及び提出期限

ア 郵送の場合

下記提出先あてに書留郵便により郵送すること。

平成29年11月22日（水）午後5時まで（必着）とする（配送事業者による遅延も認めない）。

イ 持参の場合

平成29年11月22日（水）午後5時までに、下記提出先まで持参すること。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）とする。

〈提出先〉

枚方京田辺環境施設組合

郵便番号：573-0112

住所：大阪府枚方市大字尊延寺2949番地（枚方市東部清掃工場内）

③ 参加表明書（様式第3～6号の2）作成にあたっての注意事項

様式集に記載の提出書類作成要領に従い作成すること。

(5) 参加資格確認結果及び提案書提出要請書の送付

参加資格の確認結果及び提案書提出要請（参加表明者が多数の場合のプレゼンテーション及びヒアリングの対象とする提案者として選定しない通知を含む。）は、書面で組合から応募者に平成29年12月6日（水）に送付する。

(6) 提案書の提出

① 提出書類及び部数

正本として次表の1～5の書類ごとにインデックスを付け、フラットファイル等に綴じたもの1部及び副本として次表1～5の書類を1セットとし、左肩をクリップ止めしたものの1部を提出すること。次表6、見積書は備考のとおり提出すること。

	書類	様式	備考
1	提案書提出書	様式第7号	-
2	配置予定技術者の体制図	様式第8号	-
3	業務実施方針	様式第9号	-
4	テーマ1	様式第10号	-
5	テーマ2	様式第11号	
6	見積書	様式第12号	見積書及び別紙として見積内訳書（A4用紙2枚以内）を1部封筒に入れ、封印したもの。（正本のみ）

② 提出方法及び提出期限

ア 郵送の場合

下記提出先あてに書留郵便により郵送すること。

平成 29 年 12 月 15 日（金）午後 5 時まで（必着）とする（配送事業者による遅延も認めない）。

イ 持参の場合

平成 29 年 12 月 15 日（金）午後 5 時までに、下記提出先まで持参すること。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 0 時 45 分までを除く。）とする。

〈提出先〉

枚方京田辺環境施設組合

郵便番号：573-0112

住所：大阪府枚方市大字尊延寺 2949 番地（枚方市東部清掃工場内）

③ 提案書（様式第 8～12 号）作成にあたっての注意事項

様式集に記載の提出書類作成要領に従い作成すること。

5 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日

平成 30 年 1 月 10 日（水）※詳細については、別途連絡する。

(2) 実施場所（予定）

大阪府枚方市大字尊延寺 2949 番地

枚方市東部清掃工場内

(3) 所要時間

説明 20 分、質疑応答 10 分の合計が 30 分程度

(4) 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングは、特別の事情がない限り、本業務を受注した場合に主任技術者を務めることとなる者が行うこととし、その他 2 名まで同席することを認める。

(5) その他

① 提案書（様式第 8～11）の内容に基づき説明すること。追加資料の配布は、認めない。

② 提出された提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

③ パワーポイント等、プレゼンテーション機材の使用は認めない。

ただし、備え付けのホワイトボードを使用すること（文字の書き込み及び持参資料の掲示）は可能とする。

6 選定方法

(1) 選定要領

可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定支援業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、以下の要領により評価を行い、優秀提案者を選定する。

(2) 評価方法

① 提案書等提出書類による評価

② プレゼンテーション及びヒアリングによる評価

※ 参加表明者が5社以上の場合、参加表明書等の提出書類による書面評価を行い、上位4社（4位が同点により複数となる場合は、同点4位の者全てを含む。）をプレゼンテーション及びヒアリングの対象とする。なお、書面評価については、評価基準（別添2）の企業に関する事項及び業務従事予定者（主任技術者）に関する事項のうち、業務実績に基づき実施する。

(3) 評価基準

別添2の「評価基準」による。なお、評価基準に対する異議申し立ては、認めない。

(4) 優秀提案者の選定

① 失格者を除いた者のうち、評価点の合計が最も高い者を優秀提案者として選定する。

② 評価点の合計が最も高い者が複数の場合は、見積書（見積内訳書を含む。以下同じ。）の金額が最も安価な者を優秀提案者として選定する。なお、見積書の金額も同額の場合については、当該者は、当初の見積書の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を優秀提案者として選定する。

③ ①及び②に関わらず、評価点が満点（400点）の6割（240点）未満の場合は、優秀提案者を選定しない。

7 選定結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対して、書面にて通知する。なお、選定結果に対する問い合わせには、応じない。また、選定結果に対する異議申し立ては認めない。

8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(2) 見積書の金額が見積限度額を超える場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

(5) 本募集要領に違反すると認められる行為及び内容があった場合

(6) 参加資格要件を満たさなくなった場合

(7) プレゼンテーション及びヒアリングに遅刻又は欠席した場合

(8) その他、著しく信義に反する行為等があった場合

9 契約に関する事項

(1) 契約の締結

委員会において選定された優秀提案者を契約候補者として、業務内容、経費等について再度協議を行った上で、契約を締結する。ただし、組合と契約候補者が合意に至らなかった場合には、次点者と同様の協議を行う。

(2) 契約保証金は、免除とする。

(3) 契約代金の支払いについては、年度ごとの業務出来高に応じた部分払い（平成 29 年度及び 30 年度）及び精算払い（平成 31 年度）とする。

なお、部分払における契約期間中の年度ごとの支払上限額は、以下を基本とする。

平成 29 年度：契約金額の 10%（消費税及び地方消費税（8%）を含む。）

平成 30 年度：契約金額の 50%（消費税及び地方消費税（8%）を含む。）

平成 31 年度：契約金額の 40%（消費税及び地方消費税（8%）を含む。）

10 その他留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出した書類の差替、訂正及び再提出は認めない。ただし、組合が指示した場合は、この限りでない。

なお、提出書類については、後日参考資料を求める場合がある。

(3) 参加表明書及び提案書提出書において会社名、住所、氏名、ロゴマーク等応募者を特定できる表示と判断した場合は、組合でマスキング処理を行うこととする。

また、マスキング処理の箇所等については、組合より応募者に連絡する。

(4) 全ての提出書類は、返却しない。

(5) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。

(6) 提出された提案書等に係る著作権は、第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属するものとする。なお、提出書類の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。第三者の著作権に関する責めは、使用した提案者が全てを負うこと。

(7) 提出書類は、原則公開しない。ただし、組合の情報公開条例に基づく請求があった場合には、公開することがある。

(8) 同一企業からの複数の提案書の提出は認めない。

(9) 委託業務の全部又は一部の業務を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、協議により組合が承諾した場合は、この限りでない。

(10) 本プロポーザルの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第 2 号）を、速やかに参加表明書の提出先まで持参するか、送付すること。